

C 運転経歴証明書 提示のみで確認可能

▼表面

氏名・住所・生年月日で本人特定事項を確認

平成24年4月1日以降交付のものか確認（それ以前交付のものは本人確認書類として認められない）

12ケタの番号を記録

公安委員会の公印はあるか確認

▼裏面

氏名・住所等に変更があった場合裏面の備考欄に記載される

注意事項

- 運転経歴証明書は、申請により運転免許の取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。
- 住所等に変更を生じた場合には、住所を管轄する公安委員会に速やかに届け出て、変更事項の記載を受けてください。

！ 運転免許証を自主返納した場合や運転免許証の更新を受けずに失効した場合は、運転経歴証明書の交付を受けることができます（ただし、自主返納後5年以上または運転免許失効後5年以上が経過している、交通違反等により免許取消となった等の場合は交付を受けることができません）。運転経歴証明書は、平成24年4月1日より運転免許証に代わる本人確認書類としての機能を確保した内容に改正されました。平成24年3月31日以前に交付されたものは、本人確認書類として認められないので留意しましょう。

改正事項	平成24年4月1日以降交付のもの	～平成24年3月31日までに交付のもの
記載事項の追加	・申請取消をした免許番号 ・運転不可の表記	左記の記載はなし
対象者の拡大	申請取消から5年以内まで拡大	申請取消から1ヵ月以内
記載事項の変更	氏名・住所の変更が可能	変更不可
再交付	亡失、滅失、汚損、破損、その他の理由による再交付が可能	再交付不可

2 本人確認書類のチェックポイント

A 個人番号カード(マイナンバーカード) 提示のみで確認可能

氏名・住所・生年月日で本人特定事項を確認。申込書類と見比べる

提示・送付を受けた時点で有効か確認

発行元名称等を記録

氏名・住所等に変更があった場合この部分に記載される

！ 個人番号カードの裏面に記載されている個人番号については、取引時確認における取得は禁じられています。 ※通知カードは本人確認書類としては使用できません。

B 運転免許証 提示のみで確認可能

▼表面

氏名・住所・生年月日で本人特定事項を確認。申込書類と見比べる

提示・送付を受けた時点で有効か確認

12ケタの番号を記録

公安委員会の公印はあるか確認

▼裏面

氏名・住所等に変更があった場合裏面の備考欄に記載される

！ 取得制限項目（要マスクング）